

一般社団法人 日本盆栽協会 定款

一般社団法人 日本盆栽協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本盆栽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、盆栽芸術の向上と普及発展をはかり、かつ国民の情操を高め、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 盆栽会館の維持運営
- (2) 盆栽芸術の本邦及び海外諸国への普及に関する事業
- (3) 盆栽技術者の養成
- (4) 盆栽に関する研究会、講演会、展示会、見学会等の開催
- (5) 盆栽芸術に関し、培養技術の研究及び文献の蒐集
- (6) 各関係団体の連絡及び盆栽芸術普及活動の助成
- (7) 機関誌の刊行
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した国内に居住する個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的事業に賛同しこれを賛助する個人又は法人
- (3) 外地会員 この法人の目的事業に賛同し入会した国外に居住する個人又は法人
- (4) 名誉会員 この法人に対し、功労のあった者のうちから理事会が推挙し、総会の議決を経て推薦された者
- (5) 支部会員、個人会員 この法人の支部に所属する正会員を支部会員とし、それ以外の正会員を個人会員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書に入会金及び会費を添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 代議員

(代議員)

第12条 この法人の社員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。又端数の取扱いについては理事会で定める。

2. 代議員を選出するため、理事会において定められた会員規程及び付帯する代議員選出規則により正会員による代議員選挙を行う。
3. 第2項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
4. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議

- 員選挙をすることができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
5. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
6. 第4項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
7. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項および法人法第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
8. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 社員総会

（構成）

第13条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

（権限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要ある場合に開催する。

(招集及び付則事項)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 理事長は、本協会の総会に、必要に応じ次に掲げる者を出席させることができる。定款第6章に定めた役員及びそれを補佐する者。ただし、審議及び議決に加わることはできない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
5. 代議員は、代理人によってその議決権を行使することもできる。ただし、その場合は代理権を証明する書面を法人に提出し確認を受けなければならない。また、代理権の授与は、社員総会ごとに必要となる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 3. 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、常任理事を2名とする。
 4. 理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 5. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の職務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、会長及び副会長の選任)

第27条 名誉会長、会長及び副会長は、若干名総会でこれを選任する。

(名誉会長、会長及び副会長の職務)

第28条 名誉会長、会長及び副会長はこの法人の象徴的存在であり、理事会との相互の助言と承認により本協会の催事に助言を行う。

2. この法人の表彰規定による賞状の授与を行う。

3. この法人の会務に関する助言と指導を行う。

(相談役、名誉顧問、顧問及び参事)

第29条 この法人に、諮問機関として相談役、名誉顧問、顧問及び参事をそれぞれ若干名置く。

2. 相談役、名誉顧問、顧問及び参事は理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

3. 第24条、第25条及び第26条の規定は、第27条、第28条及び第29条にある役職者について準用する。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、毎年4回以上理事長が招集する。また各理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は理事長又は理事長の指名した理事とする。

(決議)

第33条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決するこ

とができない。

2. 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第33条の2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備えおくものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告書

第38条 この法人は、基金を引き受ける物の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議

を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は 竹山 浩 とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第12条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。

制定：平成24年4月1日

改訂：平成28年6月21日

改訂：令和3年6月23日